

館林市農地区画拡大支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の農業生産基盤の整備を図るため、市内の田畑の区画拡大を目的とする畦畔除去等を行う、市内に農地を所有する者（以下「所有者」という。）又は市内の農地を耕作している認定農業者（以下「認定農業者」という。）に対して、館林市農地区画拡大支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、所有者又は認定農業者がその全部又は一部を自らの管理の下で施工し、又は業者等へ委託することにより施工する市内農地の畦畔除去等（所有者又は認定農業者が自ら所有し、又は耕作する2以上の土地の間に存する畦畔を取り除くことをいう。以下同じ。）とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、所有者及び認定農業者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、畦畔除去等を実施しようとする距離10メートルにつき5,000円とし、予算の範囲内で市長が定める額を上限とする。この場合において、畦畔除去等を実施しようとする距離に10メートル未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、館林市農地区画拡大支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、申請者から前条の申請書等の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、館林市農地区画拡大支援事業補助金交付決定通知書（別記様式

第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業完了の日から2か月以内に館林市農地区画拡大支援事業補助金実績報告書兼請求書(別記様式第3号。以下「実績報告書」という。)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(事業の検査及び補助金の交付)

第8条 市長は、交付決定者から実績報告書等の提出があった場合は、検査を実施し、適当と認めるときは、当該交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。